



発行 新潟県

第90号

平成25年11月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

訓 令

- 19 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)
20 新潟県財務規則に規定する帳票その他の書類の様式指定の特例の一部改正(出納局管理課)

告 示

- 1280 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
1281 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
1282 救急病院等の指定(医務薬事課)
1283 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
1284 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
1285 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
1286 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
1287 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
1288 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
1289 保安林の指定解除予定(治山課)
1290 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
1291 換地処分(農地整備課)
1292 公共測量の実施通知(監理課)
1293 公共測量の実施通知(監理課)
1294 公共測量の終了通知(監理課)
1295 道路の区域決定(道路管理課)
1296 道路の供用開始(道路管理課)
1297 兼用工作物の管理方法に係る協議成立(道路管理課)
1298 道路の区域変更(道路管理課)
1299 道路の供用開始(道路管理課)
1300 道路の区域変更(道路管理課)
1301 道路の供用開始(道路管理課)
1302 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
1303 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
1304 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
1305 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(情報政策課)
一般競争入札の実施(河川管理課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
一般競争入札の実施(病院局総務課)
一般競争入札の実施(病院局業務課)

選挙管理委員会告示

- 62 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 63 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 64 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 65 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 66 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 14 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

訓 令

◎新潟県訓令第19号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第29号様式（第54条関係） 予定価格書 （略） <u>注 1 この様式は、工事の場合に使用すること。</u> <u>2 この様式により難い場合は、適宜調製すること。</u></p> <p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書 1～3 （略） 4 請負代金の額¥ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥）</p> <p>5～9 （略） （略）</p> <p>第37号様式（第80条関係） 工事請負請書 1～3 （略） 4 請負代金の額¥ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥）</p> <p>5 （略） （略）</p>	<p>第29号様式（第54条関係） 予定価格書 （略） 注 <u>この様式は、工事の場合に使用すること。</u></p> <p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書 1～3 （略） 4 請負代金の額¥ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」</u> <u>は、消費税法第28条第1項及び第29条並び</u> <u>に地方税法第72条の77第2号及び第72条の</u> <u>83の規定により算出したもので、請負代金</u> <u>の額に105分の5を乗じて得た額である。</u>）</p> <p>5～9 （略） （略）</p> <p>第37号様式（第80条関係） 工事請負請書 1～3 （略） 4 請負代金の額¥ （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」</u> <u>は、消費税法第28条第1項及び第29条並び</u> <u>に地方税法第72条の77第2号及び第72条の</u> <u>83の規定により算出したもので、請負代金</u> <u>の額に105分の5を乗じて得た額である。</u>）</p> <p>5 （略） （略）</p>

◎新潟県訓令第20号

農 林 水 産 部
農 地 部
土 木 部
交 通 政 策 局
地 域 振 興 局
流域下水道事務所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和59年3月新潟県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 請負代金の額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円</p> <p>6～10 （略） （略）</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書 （略）</p> <p>1 請負代金の額を 円 増額する。 減額する。 増減しない。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円</p> <p>2～5 （略） （略）</p>	<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 請負代金の額 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u></p> <p>6～10 （略） （略）</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書 （略）</p> <p>1 請負代金の額を 円 増額する。 減額する。 増減しない。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 <u>「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に105分の5を乗じて得た額である。</u></p> <p>2～5 （略） （略）</p>

告 示

◎新潟県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターいしがみ	三条市石上2丁目1番25号	訪問入浴介護	H25. 10. 1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターいしがみ	三条市石上2丁目1番25号	介護予防訪問入浴介護	H25. 10. 1
医療法人愛広会	新潟市北区木崎761番地	訪問看護ステーション相川愛広苑	佐渡市相川大浦571番地	訪問看護	H25. 9. 25
医療法人愛広会	新潟市北区木崎761番地	訪問看護ステーション相川愛広苑	佐渡市相川大浦571番地	介護予防訪問看護	H25. 9. 25
医療法人社団越路会	長岡市浦9761番地	越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761番地	居宅療養管理指導	H25. 7. 1
医療法人社団越路会	長岡市浦9761番地	越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761番地	介護予防居宅療養管理指導	H25. 7. 1
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	株式会社リボン 妙高ステーション	妙高市栗原2丁目8番21号	居宅介護支援	H25. 9. 1
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	株式会社リボン 妙高ステーション	妙高市栗原2丁目8番21号	介護予防支援	H25. 9. 1
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	ファミリアいしづか	妙高市石塚町2丁目1094番地	小規模多機能型居宅介護	H25. 5. 1
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	ファミリアいしづか	妙高市石塚町2丁目1094番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	H25. 5. 1

◎新潟県告示第1281号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761番地	越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761番地	居宅療養管理指導	H24. 4. 30
越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761番地	越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761番地	介護予防居宅療養管理指導	H24. 4. 30

◎新潟県告示第1282号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 長岡西病院
- 2 所在地 長岡市三ツ郷屋町371番地1
- 3 有効期間 平成25年12月1日から
平成28年11月30日まで

◎新潟県告示第1283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	二幸介護サービス 訪問直江津	新潟県上越市中央3 丁目18番7号	二幸産業株式会社	平成25年11月 1日
通所介護 介護予防通所介護	まちトレ柏崎比角	新潟県柏崎市長浜町 1番40号	株式会社アルプスビジ ネスクリエーション	平成25年11月 1日
通所介護 介護予防通所介護	けんこうクラブ燕	新潟県燕市燕4465番 地	株式会社生活サポータ ーふるまい	平成25年11月 1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスサン クス高田	新潟県上越市寺町3 丁目10番11号	株式会社くびき野ライ フスタイル研究所	平成25年11月 1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイ百 花園	新潟県南魚沼市関 852番地	社会福祉法人石打福祉 会	平成25年11月 1日
特定施設入居者生活 介護	きららふれあいの杜 上越	新潟県上越市頸城区 西福島944-1	株式会社ふれあいの杜	平成25年11月 1日

◎新潟県告示第1284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
さくら訪問看護ステーション	新潟県小千谷市 小栗田 2732 番地	社会福祉法人 長岡福祉協会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 25 年 9 月 26 日	平成 25 年 10 月 31 日

◎新潟県告示第1285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
喜多町診療所	新潟県長岡市喜多町 1090 番地 1	医療法人社団喜多町 診療所	平成 25 年 9 月 13 日	平成 25 年 10 月 12 日
アビライフ居宅支援 上越	新潟県上越市戸野目 1013 番地オフィスナ カヤ 2 F - C	株式会社アビライフ	平成 25 年 9 月 12 日	平成 25 年 10 月 11 日

◎新潟県告示第1286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
アンサー薬局水原若葉町店	阿賀野市若葉町1401番地 4	精神通院医療	平成25年11月 1 日
堀之内駅前薬局	魚沼市堀之内4036- 2	精神通院医療	平成25年11月 1 日

◎新潟県告示第1287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
荒井医院	長岡市枅尾表町 1 - 4	精神通院医療	平成25年11月 1 日

ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4-2-24	精神通院医療	平成25年11月1日
--------------	-------------	--------	------------

◎新潟県告示第1288号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、燕市に係る燕農業振興地域（昭和49年12月新潟県公告）、吉田農業振興地域（平成19年3月新潟県告示第728号）及び分水農業振興地域（昭和49年1月新潟県公告）の区域を次のとおり変更する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 変更した地域の名称

燕農業振興地域

2 区域

燕市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成25年11月15日

◎新潟県告示第1289号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市栃窪字鷹ノ巣ガキ山馬屋大樽小樽1768の1・1768の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営加治川右岸地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年11月18日から平成25年12月13日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求することができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に

対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業棚広地区に係る換地処分をした。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第1292号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（農地災害関連区画整備事業 吉里地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年10月30日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 南魚沼市吉里 地内

◎新潟県告示第1293号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（農地災害関連区画整備事業 思川地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年10月30日から平成26年3月7日まで
- 3 作業地域 南魚沼市思川 地内

◎新潟県告示第1294号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年8月8日から平成25年9月30日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町 中津川下流地区

◎新潟県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津川インター線
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町津川字古四王平3905番1から 同郡同町津川字古四王下1278番1まで	18.0～45.6メートル	524.5メートル

備考 阿賀町道の引継ぎに伴う区域決定

◎新潟県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道決定区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 津川インター線
- 2 供用開始の区間 東蒲原郡阿賀町津川字古四王平 3905 番 1 から同郡同町津川字古四王下 1278 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月15日

◎新潟県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 五千石巻新潟線
- 2 道路の位置
燕市吉田本町 1136 番から同市吉田本町 22 番 1 まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県三条地域振興局長
所在 三条市興野 1 丁目 13 番 45 号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルの範囲内を除く。）又は修繕
- 5 管理の期間
平成25年 6 月 18 日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字大夫字聖籠山 2111 番 2 から	新	8.6～31.8メートル	717.3メートル
同郡同町大字諏訪山字聖籠山951番 1 まで	旧	8.5～31.8メートル	721.3メートル

◎新潟県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間 北蒲原郡聖籠町大字大夫字聖籠山2111番2から同郡同町大字諏訪山字聖籠山951番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月15日

◎新潟県告示第1300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 網代浜新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字正庵 974 番 1 から	新	8.6～41.0メートル	284.1メートル
同郡同町大字諏訪山字木ノ株876番2まで	旧	8.4～28.4メートル	286.0メートル

◎新潟県告示第1301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 網代浜新発田線
- 2 供用開始の区間 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字正庵974番1から同郡同町大字諏訪山字木ノ株876番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月15日

◎新潟県告示第1302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上達(1)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上達(2)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上達(3)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上達(4)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上達(5)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西田川地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	土石流
上達(1)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	土石流
上達(2)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	土石流
上達(追加)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	地すべり
後呂川地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	地すべり
下達(1)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下達(2)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下達(3)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(1)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	土石流
深沢(2)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	土石流
深沢地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	地すべり
水上沢地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	地すべり
ヌケ(追加)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	地すべり
ヌケ地区	上越市大島区大平	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上達(1)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上達(2)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上達(3)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上達(4)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上達(5)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上達(2)地区	上越市大島区上達	次の図のとおり	土石流
下達(1)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下達(2)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下達(3)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(1)地区	上越市大島区下達	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1304号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
平成25年11月15日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年10月25日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南魚沼市中字大田828番2の内	4.90	20.10

◎新潟県告示第1305号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
平成25年11月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成25年10月30日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
糸魚川市押上二丁目97番1の内、 98番1の内	5.40	45.65

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年9月10日(火)
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・シー・エス
新潟県中央区沼垂東2丁目11番21号
- 7 落札価格
53,077,500円
- 8 入札公告日
平成25年7月30日(火)
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札(総合評価方式)の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県の発注する工事の請負について、次のとおり一般競争入札(総合評価方式)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約23号)の適用を受けるものである。

平成25年11月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 23災河助 第0003-00-61-01号 一級河川五十嵐川災害復旧助成事業 笠堀ダム嵩上げ工事
 - (2) 工事場所 新潟県三条市笠堀 地内
 - (3) 工事概要 ダム工 1式、本体掘削工 $V=5,660\text{m}^3$ 、堤体工 1式(堤体コンクリート $V=22,870\text{m}^3$) 基礎処理工 $L=8,135\text{m}$ 、放流設備 1式(オリフィスラジアルゲート $N=1$ 門、クレストラジアルゲート $N=1$ 門)
 - (4) 工期 契約締結の日から平成30年3月15日
 - (5) 電子入札 本案件は、電子入札対象案件であり、参加資格確認申請書及び入札書の提出等は新潟県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行わなければならない。なお、電子入札システムを使用せずに入札に参加する場合の基準は、新潟県電子入札運用基準(工事・委託)(新潟県電子入札ポータルサイト <http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1256155374869.html> を参照。)による。
 - (6) 総合評価方式 本工事は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式(技術評価型)の試行工事である。総合評価方式に関する事項は、この公告、「技術資料等作成要領」、「新潟県土木部総合評価方式試行要領」及び「新潟県土木部総合評価方式試行要領の運用基準」によるものとする。
 - (7) その他
 - ア 総合評価方式の加算点が0点に満たない者、技術資料の提出がない者及び「技術提案」の内容が不適正とみとめられる者の入札は、無効とする。
なお、該当者には入札前に通知する。
「技術提案」の内容が不適正な場合とは、「技術提案が標準案より劣る、技術提案が課題とかけ離れている、記載のない項目がある、白紙である、その他明らかに適正でない」と認められた場合とする。

イ 低入札調査基準価格を下回る額で入札を行った場合、新潟県発注工事における過去1年間に完成した工事の全工種工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が65点未満の場合は、総合評価方式の加算点から5点を減じる。

ウ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事とする。

ただし、総合評価の技術提案での提案事項は、契約後VEの対象とならない。

2 入札に関する必要事項を示す日時及び場所等

平成25年11月15日(金)から平成26年1月8日(水)まで、新潟県入札情報サービス(<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)にて公開する。

3 参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、5に定める資格を有することについて、次に定めるところにより特定共同企業体入札参加資格申請書等及び参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の審査及び確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び5に定める資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

(1) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

ア 提出期間 平成25年11月29日(金)から平成25年12月2日(月)までの各日の午前9時から午後4時まで。(土曜日、日曜日は除く)

イ 提出書類 特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類 2部

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者)又はその代理人の持参による。

エ 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部河川管理課防災係

(2) 特定共同企業体の審査結果通知

ア 特定共同企業体の審査結果は、申請者に平成25年12月6日(金)までにそれぞれ書面により通知する。

イ 特定共同企業体としての資格が認められなかった者は、特定共同企業体の審査結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

(3) 参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成25年12月9日(月)から平成25年12月11日(水)までの各日の午前9時から午後4時まで(ただし、電子入札システム休止時間を除く)

イ 提出書類 参加資格確認申請書及び配置予定技術者の資格等に関する書類(別紙1及び添付書類)、総合評価方式関係書類(第4号様式)を各1部。

ウ 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、添付資料の容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムを用いて参加資格申請書を提出するとともに添付資料を、紙入札による参加が認められた場合は参加資格確認申請書及び必要な資料を、次の提出場所に郵送又は持参により提出すること。

エ 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部河川管理課防災係

(4) 参加資格の確認結果通知

ア 参加資格の確認結果は、申請者にそれぞれ電子入札システム(紙入札を認められた者に対しては書面)により、平成25年12月16日(月)(予定)までに通知する。

イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

4 入札及び開札の日時

(1) 受付期間 平成26年1月6日(月)午前9時から平成26年1月8日(水)午後4時まで(ただし、電子入札システムの休止時間を除く。)

(2) 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に郵送又は持参により提出すること(郵送により提出した場合は、再度入札に参加できない)。

(3) 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部監理課建設室

(4) 開札日時 平成26年1月9日(木)午前9時以降

(5) その他

ア 入札金額の記載 落札にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるとき、当該端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札回数 2回を限度とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

以下の要件を全て満たす特定共同企業体であること。

(1) 構成員の数が3者であること。

(2) 代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はこれより大きいこと。

(3) 代表構成員以外の構成員の出資比率は20%以上であること。

(4) 構成員が次に掲げる要件の全てをみたすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件工事に係る特定共同企業体入札参加資格確認申請書を提出した日から本件工事の開札日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

オ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき、土木工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。

カ 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受け、土木一式工事に限り、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(5) 本件工事に係る特定共同企業体として、入札参加資格審査を受け、平成24・25年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(6) 構成員のうち、次に掲げる者がそれぞれ次に定める要件の全てを満たすこと。

ア 代表構成員

① 平成24・25年度の入札参加資格審査において、土木一式工事に係る客観的事項としての経営事項審査の総合評定値が1,500点以上であること。

② 平成10年4月1日以降に、堤高60m以上の重力式またアーチ式ダム(砂防堰堤工事を除く。)を元請人(共同企業体にあつては、代表者に限る)として施工した実績(平成25年度現在施工中のものを含む。)を有すること。

イ 代表構成員以外の構成員1

平成24・25年度の入札参加資格審査において、土木一式工事に係る客観的事項としての経営事項審査の総合評定値が1,200点以上であること。

ウ 代表構成員以外の構成員2

平成24・25年度の入札参加資格審査において、土木一式工事に係る客観的事項としての経営事項審査の総合評定値が980点以上であること。

(7) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。

ア 代表構成員

① ダム工事総括管理技術者及び1級土木施工管理技士の資格を有すること。

② 平成10年4月1日以降に、上記(6)ア②の工事に限り、主任技術者、監理技術者、現場代理人又は1年以上同一の工事で工事実績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者としての経験を有すること。(ただし、現場代理人又は工事実績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者としての経験を有する場合は、担当した業務の技術的内容が分かる書類(施工計画書の写し等で技術者の役割が分かる部分の写し)を添付するものとする。)

③ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

④ 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

イ 代表構成員以外の構成員

① 1級土木施工管理技士の資格を有すること。

② 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

(8) 上記(7)に掲げる専任者は、契約日以降において、他工事での主任技術者または監理技術者と重複しないこと。

6 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 総合評価の評価項目と評価の方法

(1) 評価項目

① 技術提案 (ア) 施工上の課題に係る技術提案

(2) 総合評価方式の方法

① 評価値の算定方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点（加算点）＝（100－技術評価点（満点））× { 1－（入札金額※－失格基準価格）² / （予定価格×（予定価格－失格基準価格）） } ＋技術評価点（加算点）

ここで「失格基準価格」とは、下記9（参考）における数値的失格基準から算出した合計価格とする。

※入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合は、低入札調査基準価格で評価値を算出する。

入札金額≥低入札調査基準価格の場合、入札金額※＝入札金額

入札金額<低入札調査基準価格の場合、入札金額※＝低入札調査基準価格

② 技術評価点の算定方法

技術評価点は、第4号様式「技術提案書」の評価に基づいて算定した評価点とする。

③ 評価基準と加算点

ア 評価項目 技術提案（施工上の課題及び注意事項は技術提案書作成要領1,2による。）

イ 評価内容 発注者が指定した設計図書等の仕様（標準案）より優れた効果・効用の提案の評価を行う。

ウ 評価基準 施工上の課題は2課題とする。提案の具体性及び提案の効果について評価する。1課題につき、提案の具体性、提案の効果をそれぞれ8点満点とする。

エ 配点 0.00点から32.00点

オ 評点 32点満点とし、3者で評価し、その平均点を評点とする。（小数点以下第3位四捨五入2位止）

必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合、説明等が不十分な場合は、評点から1点を減じる。

8 落札者の決定

本工事は、上記7(2)により算定した評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格を設定するので、その価格を下回る入札者があった場合は、調査の後、契約者を決定するものとする。

なお、低入札調査基準価格は予定価格の91%とし、低入札価格調査においては数値的失格基準を設定する。

（参考）次の項目に1つ以上該当した場合は、数値的基準を満たさず失格とする。

- ① 設計額における直接工事費の95%未満
- ② 設計額における共通仮設費の90%未満
- ③ 設計額における現場管理費相当額の80%未満
- ④ 設計額における一般管理費等の30%未満
- ⑤ 共通仮設費の各項目が適切に計上されていないこと

9 配置予定技術者に関する対応

本件工事契約後に配置予定技術者を変更した場合は、8点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者に変更した場合は、減点を行わない。

10 技術提案に関する対応

実際の施工時において、事前に提出し適正とされた第4号様式「技術提案書」の内容に基づく施工（技術提案以上の施工）が、請負者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合の措置は、工事成績評定点の減点及び違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(1) 工事成績評定点の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

α : 当初の加算点（点）

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点(点)

(2) 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{1 - Q/P\} \times C \text{ (小数点以下切り捨て整数止)}$$

C : 当初の契約金額(円)

C' : 達成度合いに応じた違約金(円)

P : 当初の評価値(点)

Q : 達成度合いに応じて再計算した評価値(点)

11 第4号様式「技術提案書」の作成方法及び注意事項

技術提案書作成要領による。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

13 契約の締結

契約の締結については、新潟県議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年新潟県条例第5号)第2条に規定する新潟県議会の議決を要する。

14 低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合の取り扱い

低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合は、次のとおりとする。

(1) 上記12(2)にかかわらず、契約保証金は契約金額の10分の3の金額とする。

(2) 低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合は、技術者要件を満足する配置予定技術者を各構成員から3名、計9名の配置を求めることとする。

(3) 建設工事請負基準約款第35条又はダム建設工事請負約款第36条に定める前払金の割合は請負金額(当年度支払額)の10分の2以内とする。

(4) 本件工事の工事成績評定点が60点未満の場合、新潟県が実施する入札に3ヶ月間参加できない。

15 その他

(1) 設計図書の閲覧及び貸出

ア 日時 平成25年11月15日から平成26年1月8日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び12月28日から翌年の1月5日までの日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで。

イ 場所 新潟県土木部監理課建設業室

ウ 方法 閲覧又は貸出

(2) 設計図書その他入札に関する質問及びその回答

ア 質問

①質問方法 質問事項を記載した書面を受付場所に持参又は電子メールにより送信する方法による。

②受付日時 下記日時とする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日は除く。

・総合評価に関する質問

平成25年11月15日から平成25年11月29日までの各日の午前9時から午後5時まで。

・設計図書その他入札に関する質問

平成25年12月16日から平成25年12月25日までの各日の午前9時から午後5時まで。

③受付場所 新潟県土木部監理課建設業室 電子メール ngt080010@pref.niigata.lg.jp

イ 回答

新潟県入札情報サービス(<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)にて公開する。

①入札情報サービス

・総合評価に関する質問の回答 平成25年12月2日午後5時までに回答する。

・設計図書その他入札に関する質問の回答 平成25年12月27日午後5時までに回答する。

(3) 参加資格確認申請書等の取扱い

ア 参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加資格確認申請書等は、返却しない。

- (4) 入札参加資格を受けていない者を構成員に含む特定共同企業体の取扱い

5 (4)オの入札参加資格審査を受けていない者を構成員に含む特定共同企業体は、特定共同企業体の入札参加資格審査申請と同時に当該構成員の入札参加資格審査申請を行うことが出来る。ただし、開札の時までに当該構成員及び特定共同企業体の入札参加資格を得る必要がある。

- (5) 問合せ先は、以下のとおりとする。

新潟県土木部河川管理課防災係

電話番号 025-280-5416 (直通)

FAX番号 025-283-6517

メールアドレス ngt080050@pref.niigata.lg.jp

- (6) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び請負契約の内容に関しては、新潟県財務規則その他関係法令の定めるところによる。

16 Summary

- (1) Project name:

Subsidized Project for Disaster Recovery of the Class A Ikarashi River
Kasabori Dam Heightening

- (2) Time and place of bidding:

9 : 00 a.m. Monday, January 6 to 4 : 00 p.m. Wednesday, January 8, 2014 (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method:

Bidding takes place via the online bidding system. However, with permission, bidding forms may be submitted via post or brought in person to the following address (bids submitted by post are not eligible for re-submission):

Public Works Contractors Office

Administrative Affairs Division

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

- (3) Contact information:

Disaster Prevention Section

River Planning and Management Division

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

TEL: 025-280-5416 (direct line)

FAX: 025-283-6517

Email: ngt080050@pref.niigata.lg.jp

- (4) Submission of application for registering as a special joint enterprise:

Submission period:

Friday, November 29 to Monday, December 2, 2013 (excludes Saturday and Sunday)

9 a.m. to 4 p.m. both days

Submission method:

Application must be submitted directly by the applicant or a proxy

Submission address:

Disaster Prevention Section

River Planning and Management Division

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

(5) Submission of qualification confirmation application:

Submission period:

Monday, December 9 to Wednesday, December 11, 2013

9 a.m. to 4 p.m. each day (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method:

Bidding takes place via the online bidding system. However, if the combined size of the attached files exceeds 3MB, with permission, the application and necessary files can be submitted via post or brought in person to the following address along with submission of the application form via the online bidding system:

Disaster Prevention Section

River Planning and Management Division

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白衣及び看護衣等について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年11月15日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

白衣及び看護衣等 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月17日(月)

(4) 納入場所

新潟県立病院 13病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局総務課財務係

電話番号 025-280-5555

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 出荷引受書の提出期限
平成25年11月25日(月)午後4時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成25年11月29日(金)午後1時30分
新潟県庁行政庁舎16階 入札室
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき出荷引受書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、看護靴について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年11月15日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
看護靴 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年3月17日(月)
 - (4) 納入場所
新潟県立病院 15病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県病院局総務課財務係
電話番号 025-280-5555

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成25年11月25日(月)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年11月29日(金)午後2時30分
新潟県庁行政庁舎16階 入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、エンボッサーの購入について、次のとおり一

般競争入札を行う。

平成25年11月15日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

エンボッサー 3式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年2月28日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年11月29日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年12月11日(水)午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
 本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 誓約書の提出
 暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。
 なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時に誓約書を提出している者は提出不要とする。
- (8) 落札者の決定方法
 本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等
 当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他
 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年11月15日

新潟県選挙管理委員会
 委員長 長津 光三郎

(1) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届年	出月	日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
(平成)						
25.	8.	1	清塚武敏後援会	清塚清	上村光男	南魚沼市一村尾263-甲
25.	9.	24	佐藤善甫後援会	長谷川の弥	佐藤善右衛門	新潟市秋葉区山谷町2丁目23番15号吉伝ビル2F
25.	9.	17	塩川まさき後援会	鈴木一彰	桐生好雄	南魚沼市五日町265-13
25.	9.	2	俊風会	中澤俊一	中澤みや子	南魚沼市寺尾804番地2
25.	9.	6	永井たくみ後援会（通称拓越会）	腰越一秋	高野友香	南魚沼市六日町671-2メゾンイマイ2号
25.	9.	17	宮田俊之パートナーズクラブ	安達増樹	阿部将弘	南魚沼市塩沢165番地1

◎新潟県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月15日

新潟県選挙管理委員会
 委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
25. 7. 3	自由民主党出雲崎町支部	会計責任者	三輪正
25. 7. 9	自由民主党柿崎支部	主たる事務所の所在地	上越市柿崎区百木2327-1
25. 7. 4	自由民主党頸城区支部	主たる事務所の所在地	上越市頸城区希望ヶ丘1250-14
25. 8. 23	自由民主党新潟県上越市第五支部	会計責任者	吉村康和
25. 9. 9	自由民主党大潟区支部	代表者 会計責任者	広瀬和美 岡住正
25. 9. 3	自由民主党新潟県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地 会計責任者	上越市大潟区犀潟579-2 川崎裕顕

(2) その他の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
25. 7. 3	育恵会	政治団体の名称 会計責任者	日本の恵みを創る会 岩崎晴彦
25. 7. 29	田村まさゆき後援会	主たる事務所の所在地 代表者 会計責任者	三条市荒町2-22-3 富沢悦夫 田村久美子
25. 7. 1	新潟卸団地政経懇話会	代表者	片山政博
25. 7. 24	新潟県歯科医師連盟小千谷・北魚沼支部	代表者	阿部隆士
25. 7. 24	新潟県歯科医師連盟北蒲原支部	主たる事務所の所在地 代表者	小千谷市城内2-9-11阿部歯科医院内 小林秀人
25. 7. 24	新潟県歯科医師連盟五泉市阿賀町支部	代表者	村山文隆
25. 7. 24	新潟県歯科医師連盟三条支部	代表者	倉田一良
25. 7. 24	新潟県歯科医師連盟三條支部	代表者 会計責任者	近藤鉄也 谷地田弘
25. 7. 24	新潟県歯科医師連盟燕支部	代表者	土屋信人
25. 7. 24	新潟県歯科医師連盟新潟支部	代表者	岡田匠
25. 7. 31	もりしま守人後援会	主たる事務所の所在地 代表者 会計責任者	新潟市中央区古町通1-523岡田歯科医院内 山本信一 青山裕一
25. 8. 29	上村きよたか後援会	代表者	南魚沼郡湯沢町湯沢4-4-9
25. 8. 19	智水会	代表者	比企義一
25. 8. 28	徹新会	政治団体の名称 代表者 会計責任者	とおる会 川崎裕顕
25. 8. 26	新潟県歯科医師連盟佐渡支部	代表者	児玉信彦
25. 8. 26	新潟県歯科医師連盟南魚沼支部	代表者	嶋田正也
25. 8. 8	新潟県税理士政治連盟	主たる事務所の所在地 代表者	南魚沼市六日町2792 水島敏
25. 8. 9	西村ちなみと100人委員会	代表者	永野道雄
25. 8. 29	民主にいがた地方自治体議員フォーラム	代表者	比企義一
25. 9. 30	滝沢武司後援会	代表者	内山五郎
25. 9. 26	名古屋豊後援会	主たる事務所の所在地 代表者	新潟市中央区新光町4-1新潟県議会民主党県議団内 石田博史
		政治団体の名称	名古屋豊後援クラブ

◎新潟県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア. その他の政治団体

解 散

年 月 日 政 治 団 体 の 名 称

(平成)

21.12.31 俊風会

(2) 収支報告書の要旨

ア. その他の政治団体

政治団体の名称 俊風会

報告年月日 平成 25年 9月 2日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成23年分

[その他の政治団体]

政治団体の名称 林しげお「こころざす会」

報告年月日 平成 25年 4月 1日

1 収入総額	186,950 円
前年繰越額	186,950 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 わたなべ有子後援会

報告年月日 平成 25年 3月 22日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

届年 月日	資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
25. 7. 3	金子恵美	衆議院議員 衆議院議員	育恵会 日本の恵みを創る会	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	日本の恵みを創る会 三条市荒町2-22-3
25. 8. 28	石崎徹	衆議院議員	徹新会	政治団体の名称	とおる会
25. 9. 26	名古屋豊	市議会議員	名古屋豊後援会	政治団体の名称	名古屋豊応援クラブ

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年11月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
見附警察署	(略)	見附市 双葉町	見附市のうち名木野町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、漆山町、下新町、鹿熊町、池之内町、双葉町、緑町、 <u>月見台1丁目</u>	見附警察署	(略)	見附市 月見台 2丁目	見附市のうち名木野町、 <u>明晶町</u> 、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、漆山町、下新町、鹿熊町、池之内町、双葉町、 <u>緑町、月見台1・2丁目</u>
	名木野駐在所				明晶町		
(略)				(略)			
太田駐在所	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、 <u>明晶町、月見台2丁目</u>	太田駐在所	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町		
(略)				(略)			
(略)				(略)			

附 則

この規則は、平成25年11月19日から施行する。